

# 学校感染症と出席停止期間の基準



学校感染症にかかった場合は、**学校保健安全法第 19 条に基づき「出席停止」と**なります。感染症名と出席停止期間をご確認ください。

	感染症名	出席停止期間	
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ジフテリア、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第六条第七項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。	
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の抗菌薬療法による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん(3日ばしか)	発しんが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが、かさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後 2 日を経過するまで	
第 3 種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始後、24時間を経過し、全身症状がよければ登校可能
		手足口病、ヘルパンギーナ	発熱、咽頭・口腔の水疱や潰瘍を伴う急性期は出席停止 全身症状が改善すれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期症状が改善した後、全身症状が良ければ登校可能
		伝染性紅斑(りんご病)	発疹(紅斑)のみで、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎		嘔吐・下痢などの主症状が回復後、全身症状が良ければ登校可能	
	ウイルス性肝炎	◆A型肝炎→肝機能が正常になった場合は登校可能 ◆B型・C型肝炎→出席停止は不要	

**\*。学校感染症と診断された場合は、次の通りご対応をお願いします。\***

- ①担任へ早めに連絡をお願いします。(感染症名、出席停止期間をお知らせください。)
- ②「第3種:その他の感染症」にかかった場合は、医師に登校を控える必要があるか、また出席停止の期間を確認してください。
- ③出席停止期間が終了し、登校再開する日に「出席停止解除届書」を担任へ提出してください。  
※「出席停止解除届書」は、本校ホームページに掲載しています。また、学校から配布もしています。

